

社会保障改革の推進について

平成22年12月14日
閣議決定

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

1. 社会保障改革に係る基本方針

- 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。
- このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。
- 政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案(仮称)及び求職者支援法案(仮称)の早期提出に向け、検討を急ぐ。
- 上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

2. 社会保障・税に関わる番号制度について

- 社会保障・税に関わる番号制度については、幅広く国民運動を展開し、国民にとって利便性の高い社会が実現できるように、国民の理解を得ながら推進することが重要である。
- このための基本的方向については、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会「中間整理」において示されており、今後、来年1月を目途に基本方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むものとする。

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

※全閣僚で構成

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣
与謝野 肇 内閣府特命担当大臣（少子化対策）
枝野 幸男 内閣府特命担当大臣（行政刷新）

【構成員】 片山 善博 総務大臣
野田 佳彦 財務大臣
高木 義明 文部科学大臣
細川 律夫 厚生労働大臣
海江田 万里 経済産業大臣
内閣官房副長官（政務）

「作業グループ」

【主査】 末松 義規 内閣府副大臣（少子化対策）
【構成員】 逢坂 誠二 総務大臣政務官
吉田 泉 財務大臣政務官
林 久美子 文部科学大臣政務官
小宮山洋子 厚生労働副大臣
田嶋 要 経済産業大臣政務官
阿久津幸彦 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】 内閣府副大臣（少子化対策）
【事務局長代理】 関係府省の局長クラスから事務局長が指名
【事務局次長】 関係府省の審議官クラスから事務局長が指名
【事務局員】 関係府省の職員から事務局長が指名

↑↑
基本制度ワーキングチーム

↑↑
幼保一体化ワーキングチーム

↑↑
こども指針（仮称）ワーキングチーム

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて

平成23年7月29日
少子化社会対策会議決定

子ども・子育て新システムは全世代型の社会保障の構築を目指す「社会保障改革において、国民の安心確保のための最優先項目の一つであり、早期に実現する必要がある。

子ども・子育て新システムについては、昨年9月より子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム及びこども指針（仮称）ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に掲げられた基本的方向性を踏まえて、関係者間で意見集約を図りながら、議論を重ねてきた。去る7月27日に基本制度ワーキングチームにおいて、これまでの議論の到達点として、別添のとおり中間とりまとめが行われ、給付設計や幼保一体化を中心とした制度設計が示されるとともに、今後の検討課題が明確にされたところである。

一方、6月30日には「社会保障・税一体改革成案」（政府・与党社会保障改革検討本部決定）において、子ども・子育て新システムにかかる工程表として、「税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を提出する」とされたところである。

今後、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び別添「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を踏まえ、費用負担の在り方などの残された検討課題について子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下で開催されるワーキングチームにおいて検討を進め、実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで、子ども・子育て新システムの成案をとりまとめ、恒久財源を得て早期に本格実施（それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）や国的基本指針など可能なものから段階的に実施）できるよう、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する。

基本的考え方

～ 子ども・子育て新システムについて ～

子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向けての制度構築

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力。

子どもの健やかな育ちは、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、喜び。

子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要。

子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援。

→ 子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築

※東日本大震災でも、子どもと大人、被災者と支援者など、人と人の助け合い等の大切さが再確認されたところ

○急速な少子化の進行

○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

- ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
- ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。



○子ども・子育て家庭を社会全体で支援

子ども・子育て支援は未来への投資

結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現

すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保障

○子ども・子育て支援が質・量ともに不足

○子育ての孤立感と負担感の増加



○すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、特別の支援が必要な子どもを含め、すべての子どもの健やかな育ちを実現

○質の高い学校教育・保育の保障、地域の子育て支援の充実

・家族関係社会支出の対GDP比の低さ(日: 1.13%、仏: 3.00%、英: 3.27%、スウェーデン: 3.35%)

○深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足 「小1の壁」

○M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率) の解消



○ワークライフバランスを推進するとともに、保育の量的拡大により、待機児童を解消し、男女が子育てと仕事を両立できる社会を実現

○子育て支援の制度・財源の縦割り

○地域の実情に応じた提供対策が不十分



○成長に応じて必要となる子育て支援の制度・財源を一元化

○子ども・子育て会議(仮称)の設置

○潜在ニーズを含む住民ニーズを把握、計画的な提供体制の整備(市町村が責任を果たせる仕組みに)

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼稚期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

子ども・子育て新システムの具体的内容(ポイント)

■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援
(子ども手当、地域子育て支援など)
 - 幼保一体化(こども園(仮称)の創設など)
 - ・ 給付システムの一体化(こども園(仮称)の創設)
 - ・ 施設の一体化(総合施設(仮称)の創設)
- [・質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
・保育の量的拡大
・家庭での養育支援の充実] を達成

■新たな一元的システムの構築(基本制度案要綱に示された新システムのイメージ)

○基礎自治体(市町村)が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

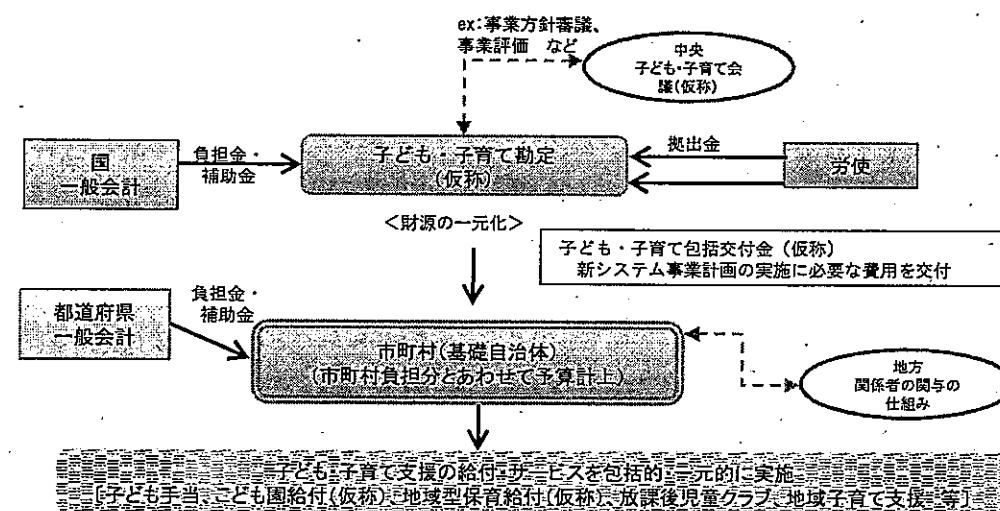
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化

○子ども・子育て会議(仮称)の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討



※ 基本制度案要綱に示された新システムのイメージ。国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金(仮称)については、今後、更に検討。

給付設計の全体像

■子ども手当(現金)

■ 地域子育て支援事業(仮称)

(※)都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。

- ・地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）

■ 妊婦健診

■ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)

→ 将来の検討課題

■ こども園給付(仮称)

こども園(仮称)

：総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園(仮称)として指定

■ 地域型保育給付(仮称)

：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)は、早朝・夜間・休日保育にも対応。

■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

■ 放課後児童クラブ

こども園給付(仮称)及び地域型保育給付(仮称)の仕組み

利用者の選択に基づく給付の保障

- 給付の確実な保障＝市町村による認定
- 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的契約
- 市町村が適切な施設・事業の確実な利用を支援
- 利用者補助方式と法定代理受領を基本とした現物給付
- 公定価格を基本としつつ、低所得者への配慮など一定の条件の下での上乗せ徴収※

※当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

多様な事業主体の参入による基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入
(多様な給付・事業類型ごとの基準)
- イコールフッティング
 - ・株式会社等に係る給付への減価償却費の算入等
- 撤退規制、情報開示等の制度化
- 客観的基準による質の確保

※市町村の独自事業の取扱いは今後検討。

幼保一体化の具体的な仕組みについて

＜具体的仕組み＞

○ 給付システムの一体化

～子ども・子育て新システムの創設～

・地域における学校教育・保育の計画的整備

～市町村新システム事業計画(仮称)の策定～

市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画(仮称)を策定する。

・多様な保育事業の量的拡大

～指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

・給付の一体化及び強化

～こども園給付(仮称)の創設等～

学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付(仮称)を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

○ 施設の一体化

～総合施設(仮称)の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設(仮称)を創設する。

＜効果＞

質の高い学校教育・保育の一体的提供

・地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合施設(仮称)等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。

・配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

保育の量的拡大

・幼稚園から総合施設(仮称)への移行により、保育が量的に拡大。

・客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置(指定制)等により、質の確保された保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

家庭における養育支援の充実

・幼稚園・保育所から総合施設(仮称)への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

＜すべての子どもの
健やかな育ちが実現＞

＜結婚・出産・子育ての
希望がかなう社会が実現＞

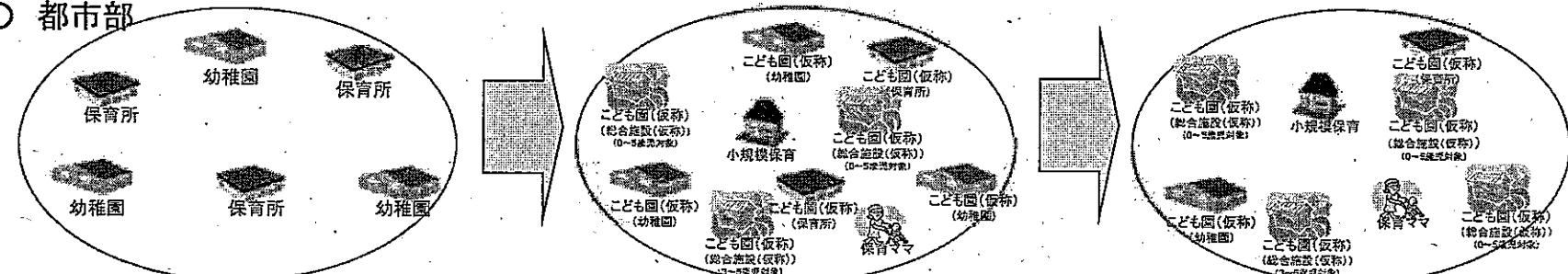
※「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

幼保一体化の進め方(イメージ)

- 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する「基本指針」(仮称)を策定するとともに、財政措置の一体化及び強化等により総合施設(仮称)への移行を政策的に誘導する。
- 市町村においては、国による制度改正及び「基本指針」(仮称)を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、地域における、満3歳以上の保育所等を利用する家庭の子どもの状況、満3歳以上の保育所等を利用しない家庭の子どもの状況、満3歳未満の保育所等を利用する家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要な施設・事業を計画的に整備する。

(例)

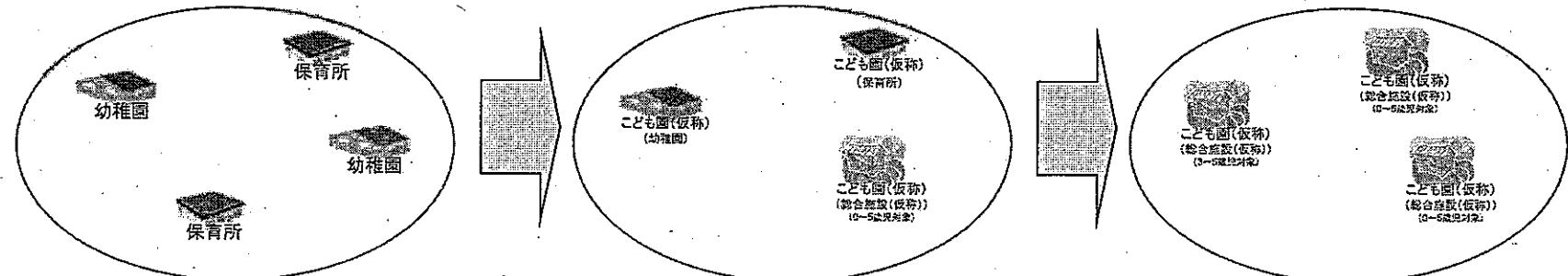
○ 都市部



- 学校教育や保育のニーズの増大に応じ、総合施設(仮称)を始め地域の実情等に応じた学校教育・保育の提供体制の整備を行う。

- 将来的に、子どもの減少局面を迎えたときには、市町村の計画に基づき、既存施設の総合施設(仮称)への移行を推進する。

○ 人口減少地域



- 子どもの減少に応じ、市町村の計画に基づき、既存施設の総合施設(仮称)への移行を推進する。

指定制の概要

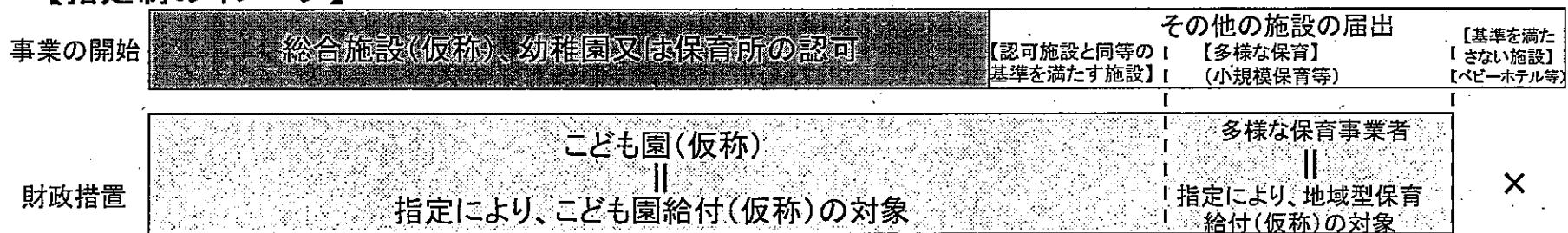
【基本的な考え方】

- 質の確保のための客観的な基準を満たすことを要件に、①認可外施設を含めて参入を認め、②株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認める。これにより、保育の量的拡大を図るとともに、利用者がニーズに応じて多様な施設や事業を選択できる仕組みとする。

【具体的な制度設計】

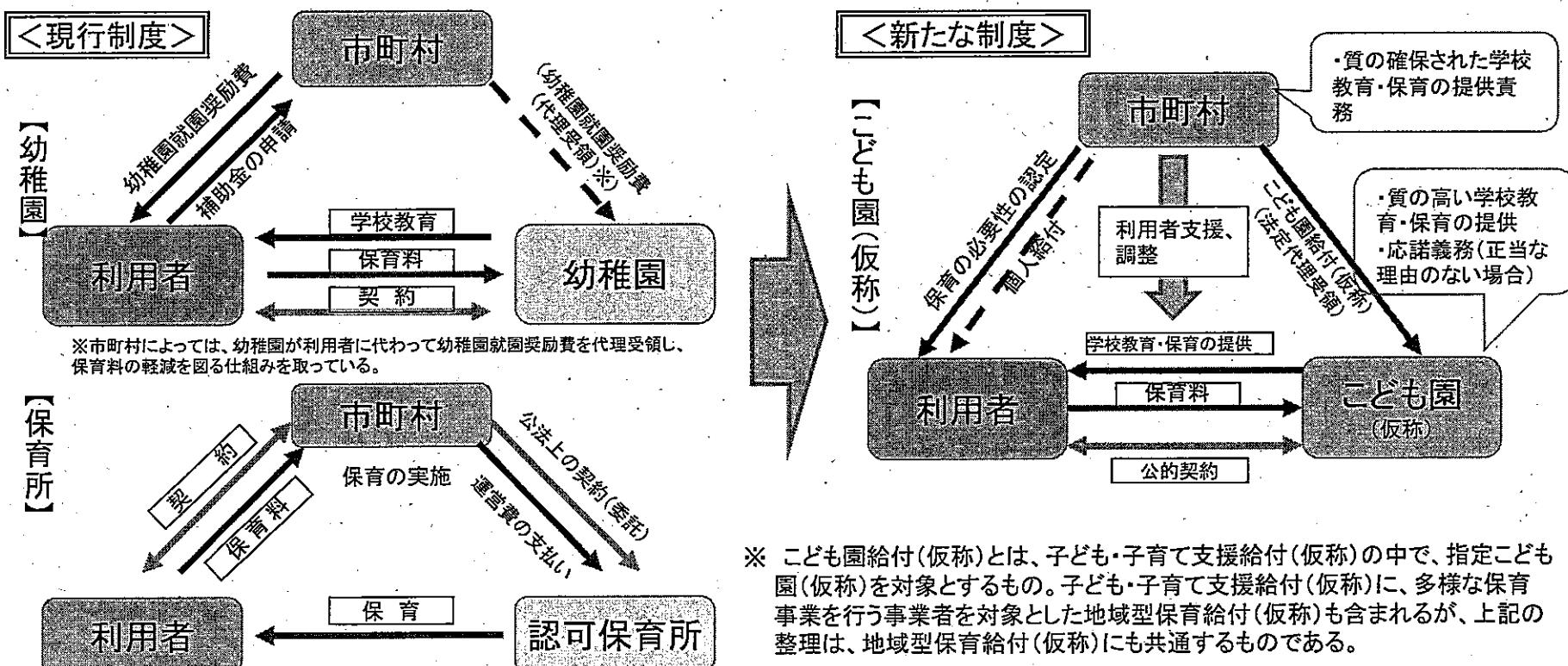
法人格	こども園(仮称): 安定的・継続的な運営を担保する観点から、 <u>法人格を条件</u> 多様な保育事業を行う指定事業者: 法人でない場合でも、一定の条件を満たせば指定の対象	
指定基準	現行の基準を基礎とし、全国一律の基準として定める <small>※国の基準と地方の裁量の範囲については、今後検討(基準の客観性は担保) ※質の向上の観点から、職員配置基準の引き上げ等を検討</small>	
撤退規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・撤退の際、事前届出、予告期間の設定、<u>利用者の継続的利用のための調整義務等</u>を課す ・質の確保の観点から、数年ごとに指定を更新 ・保護者の選択に資する観点から、情報開示の義務化を行う 	
需給調整	指定基準を満たす施設はすべて指定する。ただし、施設数が過大となっている場合、指定主体の権限において新規の指定や更新を行わないことができる。 <small>※目標供給量を盛り込む市町村の計画に関する策定手続きを含めた国による策定のための指針、事後の点検・評価を含めた必要な情報の開示等適正性・透明性の確保のための仕組みを今後検討</small>	
指定・指導監督	主体	こども園(仮称): 広域調整の観点から、 <u>都道府県</u> とする(大都市特例等は今後検討(市町村主体を含む)) 多様な保育事業を行う指定事業者: 地域の実情に応じた供給量の確保の観点から、 <u>市町村</u> とする
	権限	指定・指導監督主体に、立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、指定取消等の権限を与える
経過措置	施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設は、こども園(仮称)の指定があったものとみなす <small>※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有しなくても指定を受けられることとする。 ※認定こども園の取扱いについて、今後検討。</small>	

【指定制のイメージ】



新たな制度における契約方式

- こども園給付(仮称)については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。
- 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。
※ 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。
- 公的契約に関する市町村の関与については、次の通りとする。
 - ① 管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。市町村のあっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)による利用が必要と判断される場合には、保育の必要性の認定等と合わせて、市町村が利用可能な施設・事業者をあっせんする。
 - ② 当面、保育需要が供給を上回っている場合には、市町村に利用希望を提出すること等により、市町村が利用調整を行う。
 - ③ 契約による利用が著しく困難と判断した場合には、市町村が措置による入所・利用を行う。



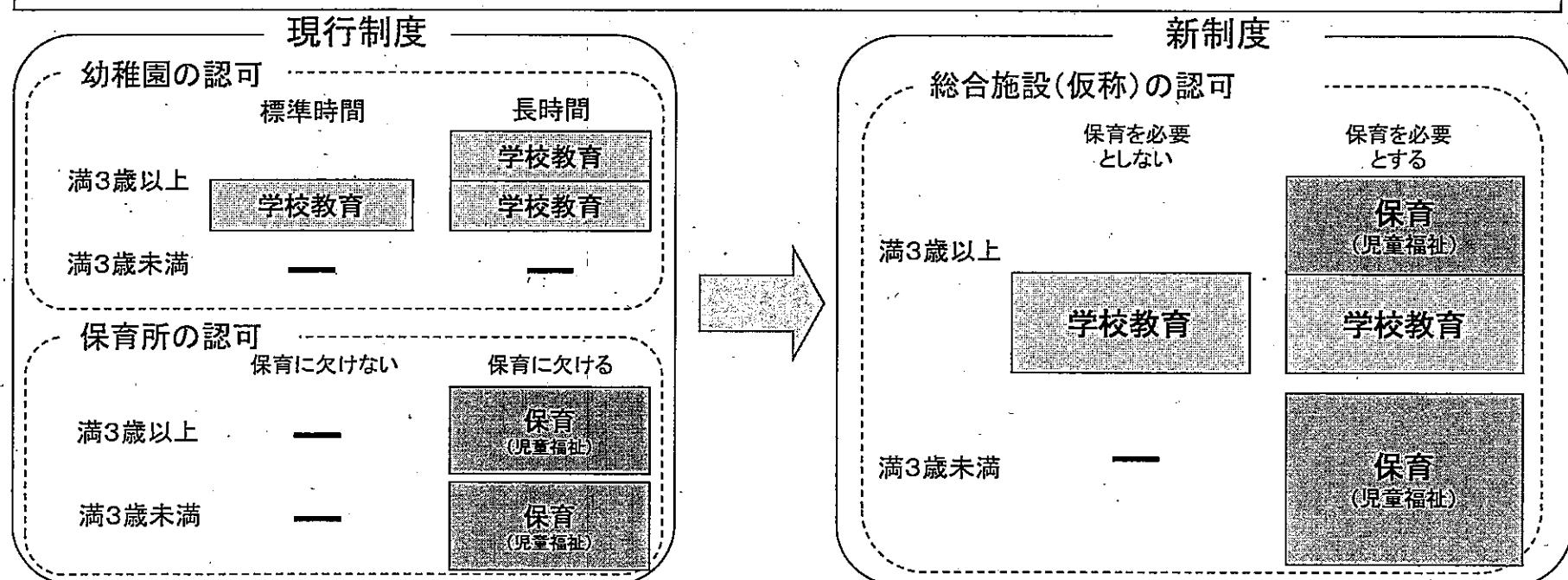
総合施設(仮称)の創設

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設(仮称)を創設する。

※ ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

 - ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。
 - また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。
 - イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。
- 総合施設(仮称)については、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法における学校(1条学校)、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
- なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等※により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合施設(仮称)への移行を促進する。

※ 例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与することなど。



社会保障改革の具体策、工程及び費用試算

「社会保障・税一体改革成案」
 (平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)より抜粋

	A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
I 子ども・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て新システムの制度実施等に伴う地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化 ・0～2歳児保育の量的拡充・体制強化等(待機児童の解消) ・質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の実現) <p>→ 8歳未満児の保育の利用率 2010年 23% → 2014年 35% (2017年 44%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な子育て支援(家庭や地域における養育の支援)の充実 ・放課後児童クラブの拡充 <p>→ 放課後児童クラブの利用児童数 2010年 81万人 → 2014年 111万人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護の充実 <p>→ 女性の就業率の向上 ☆ ○保育等の従業者の増加 ☆</p> <p>→ 女性(25～44歳)の就業率 2009年 66% → 2020年 73%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度・財源・給付について 包括的・一元的な制度を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入促進 ☆ 質を確保するための基準と併せて質の改善を図る ・幼稚園などの既存施設の有効活用や、小規模保育、家庭的保育などの多様な保育の推進 ・国及び地方における実施体制の一元化 「子ども家庭省(仮称)」の創設等 	<p>新システム具体案を早期にとりまとめ</p> <p>税制抜本改革とともに早急に法案提出</p>	0.7兆円程度	1兆円超程度
子ども子育て計	充実計 (2015年) 0.7兆円程度 ※ 税制抜本改革以外の財源も含めて 1兆円超程度の措置を今後検討	重点化・効率化計 (2015年) —		0.7兆円程度 ※ 税制抜本改革以外の財源も含めて 1兆円超程度の措置を今後検討	1兆円超程度 ※ 左記の措置に係る所要額については、 新システムの検討において今後検討

「☆」成長戦略に特に関係が深い項目